

# 改正の概要

## 1 改正する契約約款

- (1) 愛知県公共工事請負契約約款（土木工事用）
- (2) 愛知県公共工事請負契約約款（建築工事用）
- (3) 愛知県公共土木設計業務等委託契約約款
- (4) 愛知県建築設計業務等委託契約約款
- (5) 保守業務委託契約約款
- (6) 監理委託契約約款
- (7) 愛知県建築基準法定期点検業務委託契約約款

## 2 改正の内容

### 履行遅延に伴い損害金を請求する場合の請求額に係る遅延利息の改正

愛知県財務規則（昭和39年3月25日規則第10号）第130条第1項が令和6年4月1日に一部改正され、本年10月1日から履行遅延による違約金の割合が改められることを踏まえ、各約款の該当部分を次のとおり改正する。

#### <改正前>

請負代金から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年14.5パーセント

#### <改正後>

請負代金から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率）

## 3 施行年月日

令和6年10月1日

（令和6年10月1日以降に締結する契約について適用）